

【ニューカレドニア】新型コロナウイルス規制の延長(2月27日(日)まで)

【ポイント】

- ニューカレドニア政府は、新たな段階的緩和措置を発表しました。この措置は2月27日(日)まで適用されます。
- 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

【本文】

1 ニューカレドニア政府は、2月27日(日)までの新たな段階的緩和措置を発表しました。

- ・自宅外への移動制限が撤廃され、夜間の移動も認められます。
- ・散歩や野外活動(釣り、狩猟、水上アクティビティ等)の時間や距離の制限が解除されます。個人の立場での航海や無人島への上陸も許可されます。
- ・野外でのイベントは、マスクの着用と衛生規則遵守のもと、500名まで認められます。
- ・レストラン、映画館、図書館、劇場、ディスコ、医療機関(訪問者や患者の同行者)や公共交通機関、業者が企画するイベント(コンサート、見本市、結婚式、パーティ)等では、衛生パスの提示及び衛生規則の遵守が求められます。
- ・イベントが室内で実施される場合は、最大収容用人数の65%の人数まで認められます。
- ・リーグや連盟により開催されるスポーツ大会は、無観客での開催が許可されます。参加者と主催者は、衛生パスの提示が求められます。
- ・葬儀や、慣習、家族の集まり、親睦会は30名まで許可されます。
- ・宗教上の儀式では1席毎に空席を作り、感染防止措置や身体的距離の確保を厳格に適用する義務があります。感染防止措置とは、石けんやジェルでのこまめな手洗い、11才以上のマスク着用義務、握手の回避、換気、顔をさわらずくしゃみをした際は肘で顔を隠す等を行うことです。
- ・テレワークが可能な職業の場合は、テレワークの継続が望まれます。
- ・職務上の会合(議会や教育関係者会議等)は、50名まで許可され、それ以上ではオンライン会議開催とします。

(2月27日までの緩和された衛生対策)

<https://gouv.nc/niveau-alerte/infos-vie-quotidienne>

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/2022.01.31_mesures_jusquau_27_fevrier_inclus.pdf

2 陽性及び濃厚接触者になった場合の新たな隔離期間が定められました。ワクチン接種の有無や12歳以下の子供で、それぞれ条件が異なります。

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/nouvelles_regles_disolement-24-01-2022.pdf

3 海外でワクチン接種を受けた人や、出張や観光などで来島する人が、ニューカレドニア政府指定フォーマットの衛生パスを取得するためには、下記リンクより申請を行うことができます。

<https://demarches.gouv.nc/vaccination-etranger>

4 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

○ニューカレドニア政府ホームページ
(新型コロナウイルス関連)

<https://gouv.nc/coronavirus>

【参考になるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

・12月19日発表(12月20日(月)以降の措置の緩和等について)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211219nc.pdf>

・11月29日発表(11月29日(月)以降の措置の緩和について)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/ryojimail-211129.pdf>

・11月12日発表(週末の厳格な外出禁止令の中止と11月15日(月)以降の措置の緩和について)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211112nc.pdf>

・11月3日発表(外出禁止令の延長と週末の厳格な外出禁止令)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211103nc.pdf>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

○在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>